

○白川村景観条例

平成20年3月13日

条例第6号

改正 平成27年3月10日条例第11号

平成27年12月7日条例第34号

白川村景観条例（平成15年白川村条例第26号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 景観計画

第1節 景観計画の内容（第7条）

第2節 重点景観形成地区（第8条）

第3節 景観法に基づく行為の規制等（第9条～第15条）

第4節 景観重要建造物等（第16条・第17条）

第3章 景観形成への住民参加（第18条～第22条）

第4章 表彰、助成等（第23条～第26条）

第5章 景観審議会（第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、白川村の景観に関する施策の基本を明らかにし、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、これを総合的に推進することにより、白川村の持つ豊かな自然環境や歴史風土に育まれた美しい風景を守り、つくり、育てることによって、村づくりを実現し、安らぎと生きがいのある村民の生活の向上と村民が愛着と誇りを持つ郷土の創出を図っていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 美しい白川村の風景を守り、つくり、育てることをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 土地または建築物に定着する工作物のうち建築物及び広告物以外のものをいう。
- (4) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (5) 建築物等 建築物、工作物及び広告物をいう。

(村の責務)

第3条 村は、この条例の目的を達成するため、基本的かつ総合的な施策に努め、村民及び事業者等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、景観の形成に関する知識の普及に努めなければならない。

(村民の責務)

第4条 村民は、自ら景観の形成の主体であることを認識し、相互に協力して積極的に景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 村民は、公共事業の施行に際し、景観の形成に関する村の施策に積極的に参加し、相互に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を進めるに当たって、白川村の地域特性に配慮し、積極的に景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、村長が実施する景観の形成についての施策に協力しなければならない。

(先導的役割)

第6条 村長は、公共施設の整備を行うに当たっては、景観の形成に先導的役割を果たすものとする。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の内容

(景観計画の内容)

第7条 村長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となる景観計画を定めなければならない。

- 2 村長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ白川村景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 村長は、景観計画を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

第2節 重点景観形成地区

(重点景観形成地区の指定等)

第8条 村長は、白川村を代表する景観を有する地区または将来に向けて白川村らしさを形成していく地区において、重点的に景観形成を図ることを目的として重点景観形成地区を指定することができる。

- 2 村長は、前項の規定により重点景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民の意見を聴くとともに、白川村景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 村長は、重点景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめその旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、当該地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、村長に意見書を提出することができる。
- 5 村長は、前項の規定により意見書が提出された場合には、その要旨を白川村景観審議会に提出しなければならない。

- 6 村長は、重点景観形成地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 指定は、前項の規定による告示の日の翌日からその効力を生じる。
- 8 第2項から第4項まで及び第6項の規定は、重点景観形成地区等の解除及び変更について準用する。

第3節 景観法に基づく行為の規制等

(景観計画区域内における行為の届出)

第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 宅地造成その他土地の区画形質の変更で、面積が0.1ヘクタール以上のもの
- (2) 土砂の採集で面積が1ヘクタール以上のもの
- (3) 車道の開設で長さ500メートル以上のもの
- (4) 森林、木竹の伐採で面積が1ヘクタール以上のもの
- (5) 土石または再生資源などの堆積が1ヘクタール以上かつ期間が180日以上のもの
- (6) その他景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で、村長が必要と認める事項

(景観計画区域内における届出及び勧告等の適用除外)

第10条 景観計画区域内において法第16条第7項第11号の届出を要しない行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で当該建築物の延べ面積（増築にあっては増築後の延べ面積）が1,000平方メートル未満かつ高さ（増築にあっては、増築後の高さ）が15メートル未満のもの
- (2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で当該建築物の延べ面積（増築にあ

っては増築後の延べ面積)が1,000平方メートル未満かつ高さ(増築にあつては、増築後の高さ)が15メートル未満のもの
(重点景観形成地区内における届出及び勧告等の適用除外)

第11条 重点景観形成地区内において法第16条第7項第11号の届出を要しない行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の延べ面積(増築にあつては増築後の延べ面積)が10平方メートル未満かつ高さ(増築にあつては、増築後の高さ)が10メートル未満のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の延べ面積(増築にあつては増築後の延べ面積)が10平方メートル未満かつ高さ(増築にあつては、増築後の高さ)が10メートル未満のもの
- (3) 工作物の新築、増築、改築又は移転で、当該工作物の見付面積(増築にあつては増築後の延べ見付面積)が10平方メートル未満のもの
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該工作物の見付面積(増築にあつては増築後の延べ見付面積)が10平方メートル未満のもの
- (5) 宅地の造成その他区画形質の変更で面積が10平方メートル未満のもの
- (6) 擁壁の新築、増築、改築で、高さ3メートル未満のもの
- (7) 土石の採取、森林の伐採で、面積が100平方メートル未満のもの
- (8) 屋外における土石や再生資源などの堆積で、100平方メートル未満、または高さ3メートル未満かつ期間が60日未満のもの
(届出行為に関する協定の締結)

第12条 法第16条及び第9条に規定する行為をしようとする者は、当該行為に着手する6箇月前までに村長に届け出なければならない。

2 届出に際しては、規則に定める内容についての協定を村長と締結しなけれ

ばならない。

(報告の徴収)

第13条 村長は、法第16条及び第9条から11条までの規定による届出があった場合において、景観形成上必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第14条 村長は、法第16条及び条例第9条から11条の規定による届出にかかわらず、景観の形成上必要があると認めるときは、その必要の限度において、職員を実地に立ち入らせ、その状況を調査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(重点景観形成地区における特定届出対象行為)

第15条 重点景観形成地区における法第17条第1項の規定による特定届出対象行為は法第16条及び第9条から11条までの規定による行為とする。

第4節 景観重要建造物等

(景観重要建造物等)

第16条 村長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ白川村景観審議会の意見を聴くものとする。

2 村長は、前項の規定により景観重要建造物等を指定したときは、速やかにその旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定を解除する場合について準用する。この場合において、村長は、その旨を当該景観重要建造物等の所有者及び使用者に通知するものとする。

(届出)

第17条 景観重要建造物等の所有者又は使用の権利の継承を受けたものは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。

い。

第3章 景観形成への住民参加

(まちづくり協定の締結)

第18条 一定の区域内にある土地又は建築物等の所有者等は、当該地区内における建築物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他景観の形成を図るため必要な事項についてまちづくりに関する協定（以下「まちづくり協定」という。）を締結することができる。

(まちづくり協定の認定)

第19条 村長は、前条の規定により締結された協定が景観の形成を図ることにより、美しく暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とするものであると認められるときは、これをまちづくり協定として認定することができる。

2 まちづくり協定の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

(まちづくり協定の変更等の届出)

第20条 まちづくり協定の認定を受けた者は、まちづくり協定において定められた事項を変更し、又はこれを廃止したときは、速やかに、村長に届け出なければならない。

(まちづくり協定の取消し)

第21条 村長は、まちづくり協定の内容が景観計画の趣旨に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(まちづくり地域団体の認定)

第22条 村長は、一定の地域における景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、次の各号の要件を満たすものをまちづくりの地域団体として認定することができる。

- (1) その活動が優れた景観づくりに有効と認められるものであること。
- (2) その活動が当該地域の多数の住民に支持されていると認められるも

のであること。

(3) その他規則で定められるところにより規約が定められていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、その代表者が規則で定められるところにより村長に申請しなければならない。

3 村長は、第1項の規定により認定したまちづくり地域団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又はまちづくり地域団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第4章 表彰、助成等

(表彰)

第23条 村長は、景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 村長は、前項に掲げる者のほか、優れた景観づくりに貢献している個人、団体等を表彰することができる。

3 村長は、前2項の表彰をほかの団体と共同して行うことができる。

(まちづくり協定に係る助成等)

第24条 村長は、まちづくり協定を締結した者に対し、緑化の推進、管理等に要する援助及び経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(まちづくり地域団体に係る助成等)

第25条 村長は、まちづくり地域団体に対して技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(景観の形成に係る助成等)

第26条 村長は、前2条の規定による助成等のほか、景観重要建造物等の保全等、景観の形成のために特に必要であると認めるもので規則に定めるものについて、技術的援助等を行い、またその行為に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

2 村長は、景観重要建造物等の保存又は活用のために特に必要であると認めるときは、当該景観重要建造物等及び土地を買い取ることができる。

第5章 景観審議会

(設置)

第27条 景観の形成に関する事項を審議するため、白川村景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第6章 雑則

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第11号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。